

使用者氏名

自動車登録番号

住所

別表第4（^{ケン}被牽引自動車の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと（3月ごとの点検に次の点検を加えたもの）	チェック
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合		
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ		
		2 ブレーキの効き具合		
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	機能	
	リレー・エマージェンシ・バルブ		機能	
	ブレーキ・カム		摩耗	
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間	ドラムの摩耗及び損傷	
		（※1）2 シュー ^{シュー} の摺動部分及びライニングの摩耗		
	バック・プレート		バック・プレートの状態	
走行装置	ホイール	（※1）1 ディスクとパッドとのすき間	ディスクの摩耗及び損傷	
		（※1）2 パッドの摩耗		
		（※1）1 タイヤの状態	（※2）1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷	
		2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷	
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	
	エア・サスペンション	1 エア漏れ	レベリング・バルブの機能	
		（※1）2 ベローズの損傷		
		（※1）3 取付部及び連結部の緩み並びに損傷		
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷		
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷		
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水		
車枠及び車体		緩み及び損傷		
連結装置			1 カブラの機能及び損傷	
			2 キング・ピン及びビルネット・アイの摩耗、亀裂 ^キ 及び損傷	
その他		シャシ各部の給油脂状態		

（注）

○1

（※1）印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

○2

（※2）印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

点検年月日 年 月 日